

香川労働局発表
平成26年6月26日

香川労働局 雇用均等室
室長 寺西 健二
地方育児・介護休業指導官 森長 由紀子
電話 087-811-8924
夜間 087-811-8928
<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成26年7月1日施行！ ～ 均等法施行規則等が改正されました～

平成25年12月24日、均等法施行規則・指針の一部を改正する省令等が公布され、本年7月1日より施行されることになりました。

【改正のポイント】（別添資料）

1. 間接差別となり得る措置の範囲の見直し（省令等の改正）

間接差別となるおそれがある措置として省令で定める措置の一部を改正。

現行：総合職の募集・採用に当たって、合理的な理由なく、転勤要件を設けることは、間接差別として禁止。

↓

改正後：すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更に当たって、合理的な理由なく、転勤要件を設けることは、間接差別として禁止。

2. 性別による差別事例の追加（性差別指針の改正）

男性労働者のみ又は女性労働者のみ結婚していることを理由として職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをすることを差別に該当する事例として規定。

3. セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底など（セクハラ指針の改正）

セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底の観点から、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示する等、セクシュアルハラスメントに関する指針の見直し。

4. コース等別雇用管理制度についての指針の制定（コース等別雇用管理指針の制定）

「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」（局長通達）をより明確な記述とした「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」（告示）を制定。